

○湯川村空家解体事業補助金交付要綱

平成26年1月6日告示第1号

改正

平成26年10月1日告示第46号

平成29年1月20日告示第6号

平成29年5月9日告示第35号

令和2年4月1日告示第22号

湯川村空家解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の解体を行おうとする者に対し、予算の範囲内において湯川村空家解体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年湯川村規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、空家の解体を進めることで、村内の生活環境の保全及び安全安心な村づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 湯川村内に所在する建築物若しくはこれに付随する工作物であつて、現に使用されていないもの常態のものをいう。
- (2) 所有者 空家の登記名義人をいう。ただし、未登記建築物にあつては、固定資産税台帳に所有者として記載のある者とする。
- (3) 解体撤去業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に定める建設業の許可を得た者、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項による登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 空家の所有者。ただし、所有者が既に故人であるときはその相続人
- (2) 市町村税等の滞納のない者
- (3) 当該空家の解体に際し、他の制度による補助金の交付を受けない者

(補助対象空家)

第5条 補助金の交付対象となる空家は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 利活用の見込みのないもの
- (3) 長期間放置することにより倒壊等のおそれのあるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、解体撤去業者による空家の解体及び撤去に要した工事費とし、次の経費を含まないものとする。

- (1) 仮設トイレ等の設置費用
- (2) 空家内に残置されていた食器、衣服等の一般廃棄物の処分に要した費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、30万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 この補助金の交付は、同一敷地内につき1回を限度とする。ただし、前回の申請者の親族でない者が再度申請するときを除く。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事着手前に空家解体事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 対象空家の位置図
- (2) 解体及び撤去に係る見積書の写し
- (3) 対象空家の現況写真
- (4) 市町村税等の納税証明書
- (5) 相続人が申請するときは、他の相続人の委任状
- (6) 所有者と所在地の所有者が異なるときは、当該土地所有者の解体工事同意書（様式第2号）
- (7) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、適当であると認めるときは、空家解体事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、空家解体事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第11条 村長は、交付決定者から前条の規定による変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し空家解体事業補助金変更等承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空家解体事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類等を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 解体及び撤去に係る契約書の写し
- （2） 解体及び撤去に係る領収書の写し
- （3） 解体及び撤去に要した経費の明細書の写し
- （4） 解体及び撤去後の写真
- （5） 産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト）
- （6） その他村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 村長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、当該報告書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、空家解体事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに空家解体事業補助金交付請求書（様式第8号）を村長へ提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求があったときは、請求額が適当であることを確認のうえ補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第15条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 交付決定者は、村長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、村長の定める期限までに、取消しに係る補助金について返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日告示第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月20日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月9日告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第22号）

この告示は、公布の日から施行する。